

## 令和3年度 事業報告

コロナ禍にあり、社会全体のあらゆる分野に甚大な影響を与えました。新たな社会様式が求められ、特別な生活様式ではなく生活習慣そのモノの意識改革が求められました。

法人として、感染症への意識が希薄な利用者への支援を行う上で、施設や事業所に求められる役割をしっかりと自覚して対応しました。

利用者や保護者等にも各方面で自粛等ご理解やご協力をお願いしながらの運営となりました。

求められる生活様式を実践することが難しい環境にある中で、検温等を始めとする体調管理や、3密回避、換気等の住環境等への配慮も重要となりました。

ワクチン等の開発や、新たな生活様式の定着が進んでいますが、社会全体が回復するにはまだまだ時間がかかる様です。

事業展開のあり様も積み上げてきた実践を継続する部分と、行事等に関しては既成概念をリセットして新たな視点での検討も必要となりました。

法人として、利用者の安全で安心した穏やかな生活を支援する役割をしっかりと果たせる様に努めました。

### ○ワクチン接種に関して

希望する利用者への3回目のワクチン接種は2月3日に65歳以上を対象に実施し、それ以外の利用者への接種は2月21日に実施しました。

職員の3回目接種も住所地により対応が異なっていますが、順次希望者への接種を進めました。

### 1、法人に関して

名称	社会福祉法人「青い鳥会」
設立	任意団体として昭和34年6月10日に設立 財団法人を経て昭和38年3月15日に社会福祉法人の認可を受ける
役員	理事6名、監事2名、評議員7名
職員	正規職員82名、准職員26名、パートナー職員7名、 その他職員20名、 <span style="float: right;">総数135名</span>

#### (1) 定款に基づき次の事業を行う

- ① 名称 障害者支援施設「彦根学園」  
定員 110名（生活介護、施設入所支援とも）  
対象者 満18歳以上の盲重複障がい及び知的障がいの人たち
- ② 名称 生活介護事業（所）「せいふう」  
定員 30名  
対象者 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町及び多賀町在住の満18歳以上の

肢体不自由及び知的障がいの人たち

③ 名称 生活介護事業（所）「すら～ぶ」（川原事業所）

定員 20名

対象者 満18歳以上の知的障がいの人たち

④ 名称 相談支援事業（所）彦根学園

内容 湖東地域の委託相談 特定相談 一般相談 計画相談

対象者 障害福祉サービス等を利用する障がいのある人たち

⑤ 名称 障害福祉サービス事業（短期入所）

彦根学園 定員 20名

対象者 成人10名 児童10名（さくら）

せいふう 定員 1名

対象者 成人1名

⑥ 名称 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）

彦根学園さくら か～む（川原事業所）

定員 各10名

対象者 学校等に通学している障がいのある人たち

⑦ 名称 障害福祉サービス グループホーム「たちばなA・B」

定員 たちばなA 5名

たちばなB 10名

⑧ 名称 障害福祉サービス グループホーム「道くさ」（休止中）

定員 5名

⑨ 他に市町事業として「日中一時支援事業」を併せて行なう

(2) 令和3年度は3年毎に実施される、障害福祉サービス等報酬改定の年度で、全体で+0.56%となっています。厳しい事業環境となっていますが、適切な運営に努めました。

(3) 社会福祉法人青い鳥会は、盲重複障がいの人たちへの支援を根幹に置きながら、事業展開を行うのが使命です。

設立以来62年となり、利用者の長期利用に伴い、加齢化・高齢化が進み、身体機能低下が顕著となり、医療的ケア等種々の理由で施設利用が困難となり、療養系の病院等に移られるケースや病死されるケースもあります。

定員は110名ですが、運営面やハード面等を改修したこともあり、105名程度が適性な実員と考えています。現員が104名で、盲重複障害の割合が80%程度です。令和4年3月に、岐阜盲学校の卒業生1名の入所がありましたが、盲重複障がいの利用者が急激に増えることは予想しにくいと考えています。

今後は、児童施設からの移行や在宅生活をされている方の入所希望が増える事が予想されます。どの様な方々を受け入れていくのか検討が必要で、多くはありませんが、本来の役割である盲重複障がいの人たちに適切な対応が出来なくなることが無い様な検討を行っています。

- (4) 人材確保が大きな課題です。福利厚生等を含めた働く職場としての環境整備が求められています。

国では、従来の処遇改善費に加えて特定処遇改善費が整備されましたが、新たに令和4年2月から「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が創設されました。適正に対応し、更なる処遇改善に努めました。

働き方改革に関しても、「非正規職員の正規職員化」「定年延長」等を行い、人材不足・人材確保対策として雇用管理面からも適正に対応に努めました。

- (5) 社会福祉法人の組織改革が実施され、制度改革の意義として、①地域における公益的取組を実施する責務 ②事業運営の透明性の向上 ③経営組織のガバナンスの強化 ④財務規律の強化が求められ、継続的に適切な対応に努めました。
- (6) 地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するために、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めました。
- (7) 虐待防止研修等を含めて人権を尊重し尊厳を守る意識の徹底を図りました。
- (8) 彦根学園の生活寮(6棟)に安心見守りカメラを設置し、生活寮内での死角となる部分を軽減し安心見守りの強化を図っています。利用者等の異変に早期に気づき対応出来る環境作りの強化に努めました。
- (9) 令和2年度より、利用者の洗濯業務全般を外部委託しました。支援員等が洗濯を行い、乾いた衣類等をたたみ各個人のタンス等に片付ける業務を行っていました。現在は、委託業者が洗濯物を持ち帰り、工場で洗濯し個別にたたんだ状態で納入されます。一連の業務を外部委託することで、今まで以上に利用者支援を行う時間の確保と、洗濯業務に関連する業務用洗濯機、洗剤類、水等の維持的経費の軽減に努めました。寝具類(布団・シーツ等)に関してもリース対応し、寝具類の衛生面の向上に繋がりました。
- (10) 事業の透明性を図るため、多くの支援者や関係機関および一般市民に対して、令和2年度の事業ならびに決算状況等を、年2回発行の機関紙「彦根学園たより(すたあとらいん)」やホームページに掲載しました。
- (11) 法人の透明性を図る観点から、現況報告等をホームページ等で公開するよう求められています。当法人でも、次の項目をホームページで公開を行いました。
- 令和2年度決算情報 (資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表)  
令和2年度事業報告  
社会福祉法人現況報告書(令和3年4月1日現在)  
監査報告書
- ホームページに関しては、法人や施設・事業所等の適切な情報発信と併せて、求人情報等の発信に関しても活発に活用出来る様に刷新を行いました。
- (12) 理事会・評議員会等の開催と主な議題  
令和3年度は、役員改選の年度でした。  
コロナ禍にあり、定時評議員会は決議の省略とした。

5月19日 監事監査

6月2日 理事会 令和2年度事業報告・決算報告  
評議員選任解任委員の選任  
評議員の推薦 理事・監事の推薦 等  
評議員選任・解任委員会：新評議員選任 等

定時評議員会は決議の省略とした。

令和2年度決算等の承認 新理事・監事承認 等

6月18日 理事会 新会長の選出

3月9日 理事会 令和4年度事業計画・予算 等

社会福祉法人改革が実施された為、理事会及び定時評議員会等の開催時期方法等に留意しました。

- (13) 現在の建屋が25年余りを経過しました。建屋の維持管理に努めました。
- (14) グループホームは、介護サービス包括型で適正な運営を行いました。併せて、一部利用者の高齢化も進んでいます。  
利用者の環境変化等にも適切な対応に努めました。
- (15) より良いサービス提供を目指して職務評価を行い、人材育成の強化を図りました。併せて、支援員等のモチベーションの向上に繋げました。
- (16) 「滋賀県重度障害者地域包括支援事業」や「圏域単独事業」等を活用し適正な運営に努めました。
- (17) せいふうでは、増床に伴い平成30年度から定員を30名に変更しました。  
定員変更に伴い、報酬単価（介護給付費）が下がりましたが、安定的は事業運営が実施出来る様に、関係行政に継続的な運営助成を要望しました。
- (18) 生活介護事業所「すら〜ぶ」を令和2年8月に「か〜む」に隣接する建屋を活用して定員20名で開設しました。  
彦根学園の生活介護のみの利用者は移行しました。  
湖東圏域では、南部に生活介護事業所が未整備であり、養護学校の卒業生や地域で生活する知的障がいの人たちに新たな選択肢を提供する事になりました。
- (19) 昭和34年6月10日に、任意の団体として「青い鳥会」が設立されて62年余りが経過し、各種の文書や記録、更に写真等沢山の歴史を綴る資料等が残されています。これらの法人等の歴史的資料が拡散、紛失等しない様に保存する資料庫や利用者の作品等を展示するギャラリーを整備しています。適切な資料等の管理と利用者の作品展示等に活用しました。
- (20) 湖東圏域では、地域生活支援拠点等の整備に向けたプロジェクトが立ち上げられました。参画し役割を検討し、登録申請を行いました。
- (21) 湖東地域自立支援協議会が実施する、「新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業」に参加し役割を担いました。
- (22) 産業医を交えて毎月安全衛生委員会を開催し、メンタル面を含めて職員の健康

管理に努めました。

## 2、利用者支援について

コロナ禍にあり、当たり前の様に普通に行ってきた支援や活動(行事)等が制約を受ける環境が暫くは継続する社会情勢にありました。

社会情勢の理解が難しい利用者は何らかのストレスを感じる生活が続きました。支援者にとっても同様でした。

利用者の生活自体を止める訳には行きません。注意すべき点には充分配慮しながら、新しい生活様式と向き合いながら支援のあり様を検討しました。

ご家族等にも、感染予防対策として自粛等のご協力をお願いしました。

### 【彦根学園】

- (1) コロナ禍にある社会情勢をしっかり認識して対応しました。

3 密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して支援を行いました。支援者自身の健康管理等にも充分注意して対応しました。

ご家族等に関しても、面会や帰省等の自粛等をお願いしている状況です。

ホームページでの生活の様子等の発信など適切な方法で利用者情報の発信に努めました。

- (2) 彦根学園は設立以来、重度の盲重複障がいの人たちの専門施設としてその福祉向上に努力しています。障害支援区分に表されたように、重度の認定が多く、長期の施設利用が予想されます。施設を利用する人たちに落ち着いた豊かな生活を提供できる支援を基に、施設の役割を幅広く検討しました。職住分離した環境での日中活動に関しても、日中活動棟を有効に活用し、充実した活動に取り組めるように検討しました。

- (3) 利用者の加齢化・高齢化への対応が大きな課題となっています。医療的支援が常時必要な場合は困難ですが、可能な限り生涯に亘り施設支援を提供するため、くつろぎ等を活用して、加齢化・高齢化に適切な環境での支援等、より具体的な支援のあり方を検討しました。

生活寮のバリアフリー化や居室の洋室化等高齢者に適した改修を計画的に実施するためのノウハウの蓄積に努めました。併せて、寮編成や班編成も利用者の高齢化に伴うニーズの変化に合わせて適切に対応しました。

現在、専門職は看護師のみで、理学療法士等の専門職の確保が課題でしたが、月や週単位での非常勤ですが確保出来、支援員等と連携しながら利用者の穏やかな生活等の確保に努めました。

- (4) 高齢化する利用者への対応として、ハード面に関しては、「あじさい」「ひのき」「男子浴室等」「女子浴槽等」の改修、「くつろぎ」の整備等で充分とはいかない部分もありますが整備を計画的に進めました。

現在、機械浴槽を1台導入していますが、今後、利用者の身体状況等に応じて、ミスト浴の導入を検討します。導入は、利用者へのより安全な入浴機会の提供と同時に、支援員の負担軽減に繋がりました。

介護度の上昇と合わせて、医療的支援の高まりが大きな課題となりました。特に「咀嚼・嚥下」への対応は研修の実施と合わせて、衛生、管理栄養士、給食、支援員等が情報共有し連携しながら適切な対応に努めました。

食事形態に関しては、利用者の身体状況にあわせて提供しました。

- (5) 地域支援課を中心に、「さくら」「ホーム」等の支援を効率的に行いました。
- (6) サービス管理責任者を中心に、利用者一人ひとりの支援計画により、「元気に、明るく、楽しく穏やかな生活を主体的に過す」ことを目標とし、次のことに注意して入所支援や日中支援の業務にあたりました。

- (ア) 個別支援計画を作成し、モニタリング等見直しを定期的を実施して支援に取り組む支援は、ストレングス（本人の強み）の強化に視点を当てると同時に、本人が望む生活に着目する

- (イ) 生活支援については、きめ細やかな配慮と注意を払う

- (ウ) 身体機能の低下や加齢化傾向にある利用者の健康管理や集団や個人の新型コロナウイルス感染症等の予防に取り組む

- (エ) 情緒不安、行動障がいなどを伴う利用者への適切な支援

- (オ) 施設での安全な生活環境を整える

- (7) 彦根学園さくらは、放課後等デイサービスとして運営して来ましたが、令和2年9月より一旦日中一時支援事業に変更していましたが、4月より放課後等デイサービスとして運営を行いました。

令和3年度より、児童指導員等の資格要件の見直しが経過措置を設けて実施されました。継続して人材確保に努めました。

学校の長期休暇中に看護支援員を配置して、医療ケアの必要な利用児への対応は継続して行いました。

- (8) 利用者自身が日常生活の中で感じている様々な意見や希望、苦情について聴き取る体制（苦情解決委員会、本人会議等）を充実させ、話し合いによる解決を図り、より豊かな生活が送れるように支援しました。
- (9) 支援向上委員会を下部として虐待防止委員会を設けて組織力も強化しました。虐待防止に関する支援員等の意識向上やチェック機能の強化を図り、利用者支援全般の資質向上を目指しました。万が一、事案が発生した場合の検証等を行います。
- (10) 生活寮（6寮）に「安心見守りカメラ」を設置し、生活寮の死角部分の軽減を図り、利用者の急変等に早期に対応出来る環境を整備しました。
- (11) 年2回以上ケース検討会に特化した職員研修会を開催しました。  
ケース検討会を通じ、良質な利用者支援に繋げ支援員等の資質向上を図りました。支援員等の資質向上のために、計画的に研修等の機会を確保しました。

併せて、虐待防止に繋がる、人権尊重等の研修も実施しました。

(12) 造形創作活動等に積極的に参加し、利用者個々の伸びやかな自己表現活動を支援しました。

(13) 主な年間行事

下記の通りですが、コロナ禍にあり社会情勢をみた柔軟な対応をしました。

4月 家族会総会（中止） 物故者追悼式（内部で実施）

5月 第52回学園祭（5月16日・中止）

6月 機関紙の発行 彦根学園後援会だよりの発行

7月 七夕行事 職員健診

8月 納涼祭

9月 総合防災訓練

10月 第53回運動会（内部のみで縮小実施）

11月 文化の集い（中止）

12月 クリスマス会 忘年会（内部のみで実施）

機関紙の発行 彦根学園後援会だよりの発行

1月 家族会・新年会（中止）

3月 職員健診（夜勤者）

コロナ禍にあり、外出等は基本自粛対応としました。

家族会との懇談など中止としました。

### 【せいふう】

(1) コロナ禍にある社会情勢をしっかり認識して対応しました。

3密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して感染防止に注意して支援を行いました。支援者自身の健康管理等にも充分注意して対応しました。

ご家庭での健康管理も重要です。情報共有に努めました。

(2) 湖東圏域における、生活介護事業として重症心身障害者通園施設「せいふう」を運営するにあたっては、重症心身障がいの人たちの多くが、基礎体力が弱く環境因子の影響を受けやすいため、コロナ禍を踏まえて健康面に充分配慮し、事業所等の環境に慣れ、穏やかに楽しく通園できるように配慮しました。

契約者数は、21名でした。

(3) 日中活動においては、療育活動等を通じ、利用者の個別的ニーズに対応しながら、生活の質を高める支援を実施しました。

特に、医療的ケアや見守りが常時必要で、1:1対応の必要な利用者に対し、適切な支援員等が配置出来る様に、関係行政等に要望を行いました。

(4) 健康面への配慮が重要であり、看護支援員の複数配置や専門医療機関等との連携や支援を受けながら、利用者の健康面に留意し日中活動等に取り組みました。

現在、専門職は看護師のみですが、今後、理学療法士等の専門職の確保が課題です。また、緊急時の対応に備えて、ご家族の意向を踏まえた対応を確認し

ました。

- (5) サービス管理責任者を中心に、利用者の個別支援計画を作成し「元気に、明るく、楽しく穏やかな生活を主体的に過す」ことを目標とし、次のことに注意して利用者支援にあたりました。
  - (ア) 個別支援計画を作成し、モニタリング等見直しを定期的実施して支援に取り組む本人からの情報が少ない中で、ストレングス（本人の強み）に着目し、意思決定支援の在り方に留意する
  - (イ) 日中（療育）活動等については、きめ細やかな配慮と注意を払う
  - (ウ) 虚弱や医療的支援が必要な人を含めた利用者の、健康管理や集団や個人の新型コロナ感染症等の予防に取り組む
  - (エ) 情緒不安、身体機能障がいなどを伴う利用者への適切な支援
  - (オ) 事業所での安全な日中活動への取り組み
- (6) 入浴支援は、利用者の意向に配慮しながら、安全面に注意して実施しました。シャワー入浴装置（ミスト浴）を導入し、機械浴槽が3台となりました。個々の障害特性等に配慮した入浴サービスの提供を図りました。

ご家族の介護力の低下により、入浴サービスを希望するケースが増える傾向にありました。

現在は、午後から実施していますが対応しきれない場合、午前から実施の検討も必要ですが、療育活動時間の確保との兼ね合いもあり、回数と併せた検討が必要となってきました。代替サービスとの調整も必要です。
- (7) 送迎サービスは、交通安全に留意すると共に、利用者への負担にも配慮して実施しました。送迎時は、運転者以外に支援員が添乗しました。利用者ニーズに合わせて、看護支援員の添乗を実施しました。

送迎を希望するケースが増える傾向にありました。
- (8) 利用者自身が日中活動の中で感じている様々な意見や希望、苦情について聴き取る体制（苦情解決委員会等）を充実させ、話し合いによる解決を図り、より豊かな生活が送れるよう支援しました。
- (9) コロナ禍にあり、社会情勢をみての実施となりましたが、支援員等のスキルアップを図るため、びわこ学園より講師を招き研修会を行いました。

コロナ禍にあり、重心通園等への見学研修は実施できませんでした。
- (10) ケース検討会に特化した職員研修会を開催しました。

ケース検討会を通じて、良質な利用者支援に繋げ支援員の資質向上を図りました。指導員等の資質向上のために、計画的に研修等の機会を確保しました。併せて、虐待防止に繋がる、人権尊重等の研修も実施しました。

彦根学園に設置される虐待防止委員会に参加し、機能を果たしました。
- (11) コロナ禍にあり、家族会と事業所との懇談会を定期的開催し、利用者支援の充実に努めるとしていましたが、開催できませんでした。
- (12) 相談支援事業所彦根学園を活用し、重症心身障がいの人たちの地域生活を支



え、意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行いました。

(13) 主な年間行事等

下記の通り計画はしていましたが、コロナ禍にあり社会情勢をみた柔軟な対応をしました。

- 4月 「せいふう」友を迎える会
- 5月 第52回彦根学園祭（5月16日）（中止）
- 7月 七夕行事
- 8月 納涼祭
- 9月 総合防災訓練 職員健診
- 10月 運動会
- 11月 文化の集い参加（中止）
- 12月 クリスマス会&忘年会
- 1月 親子活動（中止）
- 2月 節分行事
- 3月 学習発表会（振り返りの集い）

他に、小グループ単位での買い物などの外出等は基本自粛対応としました。

家族との懇談も実施出来ませんでした。

(14) 単独型短期入所の実施について

単独型短期入所の事業は、第2・4火水の1泊2日で利用者1名の受け入れで対応していますが、適切な対応に努めました。

(15) 湖東圏域では、重症心身障がいの人たちを対象とした事業所の整備が進みました。まだまだ充分ではありませんが、利用児者や家族等にとって選択肢が増え、望ましい環境整備が進みました。

将来的に、各事業所が大島分類等のどの領域（タイプ）の利用児者を対象として事業を適正に効率的に実施していくのか、圏域調整が必要です。

特に、開設以来10年が過ぎ、増床した関係で定員を30名に変更していますが、契約者数は今年度21名であり、併用利用や障害特性等もあり、実質利用率が上がらない現状です。また、利用者の退行も要因ではありますが、在宅での介護力の低下や将来に向けた不安等もあり、在宅から療養介護系入所施設への移行もあり、契約者数や利用率等が急激に増加する環境ではありません。

将来的な事業展開を考える時、本来の役割である利用対象者を重症心身障がいの人たちに特化した事業展開と併せて、一定の身体障がいの人たち等を利用者像としての検討が関係行政と必要です。

【すら〜ぶ】（川原事業所）

障害者支援施設彦根学園の生活介護枠を使って、地域生活する方々に日中活動の場を提供する事は地域生活を続ける方々に一定の役割を果たしてきました。

しかし、支援を展開する中で、入所利用者と地域生活する利用者とのニーズの違いが課題となってきました。

特に、重度化と高齢化への対応が大きな課題となる彦根学園の日課等の検討の中で、在宅生活を継続する視点や療育活動で一定の運動量を必要とする生活介護利用者との整理が必要となり生活介護事業所「すら～ぶ」を開設しました。併せて、湖東圏域の生活介護へのニーズを検討し、南部圏域に生活介護の事業所がない事もあり、養護学校等の卒業生や在宅生活を送る方々に新たな選択肢として生活介護事業を開設しました。

- (1) コロナ禍にある社会情勢をしっかりと認識して対応しました。  
3密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して感染予防に注意して支援を行いました。支援者自身の健康管理等にも充分注意して対応しました。  
家庭での健康管理も重要です。情報共有に努めました。
- (2) 湖東圏域南部における、生活介護事業として、通園「すら～ぶ」を運営するにあたっては、身体的精神的負担を含めた健康面に充分配慮し、事業所等の環境に慣れ、穏やかに楽しく通園できるように配慮しました。  
契約者数 11 名です。今後、計画的に契約者数を増やします。定員 20 名です。
- (3) 日中活動においては、療育活動等を通じ、地域生活をする利用者の個別的ニーズに対応しながら、生活の質を高める支援を実施しました。  
活動内容等に関しては、工賃が支給出来る作業的取組も検討課題です。
- (4) 健康面への配慮が重要であり、看護支援員と連携しながら、利用者の健康面に留意し日中活動等に取組みました。  
緊急時の対応に備えて、家族の意向を踏まえた対応を確認しました。
- (5) サービス管理責任者を中心に、利用者の個別支援計画を作成し「元気に、明るく、楽しく穏やかな生活を主体的に過す」ことを目標とし、次のことに注意して利用者支援にあたりました。
  - (ア) 個別支援計画を作成し、モニタリング等見直しを定期的実施して支援に取り組む本人からの情報が少ない中で、ストレングス（本人の強み）に着目し、意思決定支援の在り方に留意する
  - (イ) 日中（療育）活動等については、きめ細やかな配慮と注意を払う
  - (ウ) 利用者の、健康管理や集団や個人での新型コロナウイルス感染症等予防に取り組む
  - (エ) 情緒不安、行動障がいなどを伴う利用者への適切な支援
  - (オ) 事業所での安全な日中活動への取り組み
- (6) 送迎サービスは、交通安全に留意すると共に、利用者への負担にも配慮して実施しました。必要に応じて支援員等が添乗しました。
- (7) 利用者自身が日中活動の中で感じている様々な意見や希望、苦情について聴き取る体制（苦情解決委員会等）を充実させ、話し合いによる解決を図り、より豊かな生活が送れるよう支援しました。

- (8) 地域生活支援事業の「日中一時支援事業」も実施しました。利用者及び家族のニーズにも適切な対応に努めました。
- (9) ケース検討会に特化した職員研修会を開催しました。(法人研修会等に参加) ケース検討会を通じて、良質な利用者支援に繋げ支援員の資質向上を図りました。支援員等の資質向上のために、計画的に研修等の機会を確保しました。併せて、虐待防止に繋がる、人権尊重等の研修も実施しました。  
虐待防止委員会を設置し、防止・検証等の機能を果たしました。
- (10) コロナ禍の社会情勢をみながら、家族との懇談会を開催し、利用者支援の充実に努めと計画していましたが、実施が出来ませんでした。
- (11) 相談支援事業所彦根学園を活用し、地域生活を支え、意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行いました。
- (12) 同一敷地内で実施する放課後等デイサービスとは互いに混在しないサービスではありますが、必要に応じて連携協力しながら事業を進めました。
- (13) 主な年間行事等  
下記の通り計画していましたが、コロナ禍にあり社会情勢をみた柔軟な対応をしました。
- 5月 第52回彦根学園祭参加(中止)
  - 9月 総合防災訓練
  - 11月 文化の集い(中止)
  - 12月 クリスマス会&忘年会(不参加)

#### 【相談支援事業所 彦根学園】

コロナ禍にあり、業務の特性から不特定多数の方々と面談等する機会も多くあります。テレワークの推奨もありますが、まだまだ推奨段階です。面談時の、3密回避、換気等への配慮を行いながら感染予防に注意した対応に努めました。

湖東圏域の主たる対象者を知的障がいの人たち(重心含む)として4名体制で事業展開しました。

相談支援に取り組むことは、地域に根ざした事業所として障がいのある人たちの地域生活を支える重要な役割です。

障がいのある人たちの施策でも、サービス等利用計画や移行・定着相談等複合的相談支援体制の強化が図られています。障がいのある人たちの主体的な選択による自己実現に向けた支援を適切に進めるためにサービス調整や課題整理等相談支援を行いました。

相談支援業務では、個人情報記録として管理し、情報ファイル等をケース会議等に持ち出す機会があり、個人情報の管理は常に細心の注意を持って行いました。

当然、定期的な棚卸を行い、個人情報ファイル等が適切に管理されているか確認と記録の整備が必要です。個人情報管理に対する重大性の認識を持つことが大切です。

【放課後等デイサービス】 「彦根学園さくら」 「か〜む(川原事業所)」

- (1) コロナ禍にある社会情勢をしっかりと認識して対応しました。  
3密回避、手洗い、検温等を始め、換気等にも充分配慮して感染防止に注意して支援を行いました。指導員自身の健康管理等にも充分注意して対応しました。  
家庭での健康管理も重要です。情報共有に努めました。
- (2) 利用児の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき、利用児に対し障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施し、適切かつ効果的に障害児通所支援を提供しました。  
懇切丁寧を旨とし、支援上必要な事について、理解しやすい様に説明しました。  
児童福祉法による事業である事に留意し、障害福祉サービスとソフト・ハード面に於いても混在した運営にならない様に意識しました。
- (3) 近年、放課後等デイサービスは事業所数が大幅に増加しました。  
同時に、支援の質が低い事業所や適切な支援が行われていない事業所が増えているとの指摘があります。今後の運用の見直しとして、サービス児童発達支援管理責任者や配置すべき児童指導員等の要件の見直しが行われました。また、「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表を義務付けられました。適切な対応に努めました。
- (4) 学校授業終了後又は休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を図る支援を実施しました。
- (5) 利用児の心身の状況に応じ、利用児の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行いました。
- (6) 利用児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じました。
  - ①人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備  
法人が設置される虐待防止委員会に参画し、機能等を果たします。
  - ②苦情解決体制の整備
  - ③虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (7) 児童指導員等の資質向上のために、計画的に研修の機会を確保しました。
- (8) 学校との連携・協働による支援等の一貫性に努めました。
- (9) 児童通所支援として、放課後等デイサービスを実施していますが、児童発達支援の実施に関しても将来的課題としました。

【グループホームたちばな A/B・道くさ】

コロナ禍にあり、利用者の健康管理に関しては、就労先等日中活動場所が多岐に及ぶため、情報共有に注意した対応に努めました。

グループホーム内の生活に関しても、3密回避、手洗い、検温、換気等に留意した対応に努めました。

- (1) グループホームたちばな A/B は「介護サービス包括型」としてホーム運営を行いました。

- (2) ホームへのスプリンクラーの設置など、消防法等による安全面の強化が求められていますが、たちばな A/B に関しては、スプリンクラーを設置して安全面の強化を図っています。
- (3) グループホーム道くさは 8 年余り休止して活用方法を検討課題としてきましたが、一部改修を行い、日中一時支援事業所として令和 4 年度から活用する予定です。
- (4) 彦根学園は「ホームのバックアップ施設」としての役割を法的には果たしていません。利用者のケース会議や個別的な支援等の具体的内容を踏まえて担当する人員配置を検討しました。
- (5) 生活支援員、世話人及び夜間支援員等の確保と資質向上に努めました。
- (6) グループホームたちばな A/B の用地（借地含む）にスクリーンホールディングスより「立退き移転」の申出があり理事会で協議頂きました。結果、令和 3 年 1 月 29 日付けで「不動産交換契約書」を締結しました。

### 3、地域支援及び交流等について

- (1) 施設が地域の中で機能していくためには、利用者を理解してもらう必要がありますが、重度の障がいのある人自身が交流を図ることは容易ではありません。コロナ禍にあり、活動の在り方を感染予防対策と併せた対応が必要です。

地域のの人に施設の行事（学園祭、運動会等）への参加を呼び掛け、地域の行事（学区運動会、文化祭等）に積極的に参加しながら、より一層の理解が得られるように努めると同時に、コロナ禍の社会情勢をみながら、継続していく部分と既成概念をリセットした新たな行事や活動等の在り方の検討を行いました。
- (2) 令和 2 年度はコロナ禍の影響で実施出来ませんでした。地元高宮町の社会福祉協議会・民生委員による町内の独居老人への給食サービスを開始してから 25 年目を迎えました。令和 3 年度は地域社協等と協議して、4 月から再開しました。

社会福祉法人の地域における公益的取組を実施する責務として実施出来ないか検討しました。
- (3) 成人及び児童の短期入所・日中一時支援（時間利用）は利用数も増え、利用者の障害特性等も多様化しています。

成人の短期入所は、くらかけを有効に活用して積極的に対応しました。

障がいのある児童・生徒の利用については、放課後支援や学校の休みの利用ですが、利用児数も年々多くなっています。

児者共に、対応に苦慮する場面もありますが、今後も可能な範囲で積極的に受入れを行います。

せいふうの単独型短期入所の実施に関しても、適正な運営を行いました。

何れの取組も感染予防対策を行いながら実施しました。コロナ禍の社会情勢により利用の自粛をお願いする事も検討しながら行いました。

- (4) 学生や専門学校生の単位実習、更に、ボランティア及び見学者を積極的に受入れて、利用者との交流や施設見学を通して、障がいのある人たちや施設に対する正しい認識を持って頂く啓発の機会と考えています。

しかし、令和3年度の場合は、単位実習等実習生の受入は、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢にあり受入れを中止対応しました。

ボランティアと見学者はコロナ禍にあり、お受けしない方向で調整しました。

- (5) 市町の福祉行政と連携しながら、地域で必要とする福祉サービスを可能な範囲で提供できるように検討しました。

#### 4、その他

- (1) 大規模災害が発生時の対応

避難訓練等総合防災訓練を行い緊急時に対応出来る体制作りは行いました。水害時の備えや避難訓練も実施しました。

同時に、大規模災害等に於いては社会福祉施設として最低限維持しなくてはならない利用者等の安全確保と地域ニーズに応える機能として、被災者等の支援を担う検討も行いました。

彦根市では、災害時における福祉避難所等の検討も開始されています。彦根市と「福祉避難所」として協定を締結しています。

停電時に作動する「自発発電機（ディーゼル）」を設置し、停電時に彦根学園本体へ受水槽からの「水の供給」を確保出来る環境を整備しています。